

事務連絡
令和2年8月18日

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業
について（周知依頼）

平素より、本県の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、厚生労働省から在宅の医療的ケア児者の家族等への周知依頼がありました。つきましては、訪問看護ステーションを通じて対象の家族へ周知いただくよう御協力お願い申し上げます。

なお、市町村、医療型短期入所事業所、障がい児通所支援事業所、特別支援学校等へは別途周知することを申し添えます。

<事業の対象>

以下の1～4のいずれにも該当すること

- 1 以下の①～④のいずれかの医療的ケアを受けている方
 - ① 人工呼吸器
 - ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
 - ③ 気管切開（①に該当しない者）
 - ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）
- 2 在宅にお住まいの方
- 3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方。
- 4 65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課発達障がい・療育班

担当： 牧 嶋

Tel 096-333-2237

Email: makishima-y@pref.kumamoto.lg.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 7 日

各

都道府県 指定都市 中核市

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
健康局 難病対策課

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について
(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、令和 2 年度第二次補正予算において、「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業」（以下「本事業」という。）を実施することとしました。

本事業では、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者に対して、厚生労働省が一括で買い上げ、無償配布を行うものです。事業の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

<事業の対象>

以下の 1～4 のいずれにも該当すること。

- 1 以下の①～④のいずれかの医療的ケアを受けている方
 - ① 人工呼吸器装着
 - ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
 - ③ 気管切開（①に該当しない者）
 - ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）
- 2 在宅にお住まいの方
- 3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方
- 4 65 歳未満の障害者又は 65 歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方

本事業では、厚生労働省が運営する申込 WEB サイトに、事業の対象となる医療的ケア児者の方から直接申込をいただくこととしており、各自治体に配布に係るご協力をお願いするものではありませんが、本事業の周知について、下記のとおりご協力をお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知方お願い申し上げます。

記

1 医療的ケア児者の家庭への周知依頼

管内の医療的ケアを必要とする方のご家庭に対して、本事業の周知をお願いいたします。文書により周知される場合、別紙 1 の文書をご活用ください。

2 障害福祉サービス事業所等への周知依頼

在宅の医療的ケア児者の方が支援を受ける可能性のある障害福祉サービス事業所等に対して、本事業の周知をお願いします。文書により周知される場合、別紙 2 の文書をご活用ください。

医療的ケア児者の方へアルコール綿と精製水を配布します

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅で、以下の医療的ケアを受けている障害児者に、無償で優先配布することとしました。

※ 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者の方（65歳未満の障害者又は65歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方）で優先配布を希望する方を対象としています。

対象となる医療的ケア

- ① 人工呼吸器装着
- ② 在宅中心静脈栄養（HPN）
- ③ 気管切開（①に該当しない者）
- ④ 喀痰吸引（①③に該当しない者）

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

障害福祉サービス等事業所の皆さま

厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる在宅の医療的ケア児者（人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする障害児者）に無償で優先配布することとしました。

詳細は以下のリンク先から厚生労働省ホームページにアクセスしてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html

貴事業所の利用者の方で、対象となる医療的ケアを受けておられる方がいる場合、本事業について周知をお願いいたします（対象者の要件については、上記リンク先の「1 事業の概要」をご確認ください。）

また、本事業への申込に当たっては、医療的ケア児者の支援者の氏名等を入力することを求めています（詳細は上記リンク先の「3 申込に当たっての注意事項」及び「4 医療的ケア児者の支援者の皆さまへ」をご確認ください）。

そのため、利用者の方から、貴事業所の名称等を入力することについてのご相談される場合もありますが、本事業の目的・趣旨を踏まえ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。